

第 5 章 基本目標達成のための 7 つの取り組み

1 こどもが幸せなまち

こどもが幸せなまちを実現するためには、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、幸せと利益が最大限に守られ、自己肯定感を育むことが必要です。

子どもたちが自己肯定感をもち、心身ともに健やかに成長することができるよう「教育・保育環境の整備」「子どもの居場所の充実」「子どもの生きる力と豊かな心を育む」に係る取り組みを推進します。

① 教育・保育環境の整備

《重点事業 1》幼稚園、保育園、認定こども園と小学校との連携を実施します。

小学校就学後も、家庭や幼稚園、保育園、認定こども園で培った力を発揮できるよう、幼稚園等と小学校が連携することで、幼児期における子どもの育ちと学びをつなぎ、就学した子どもたちが意欲的に小学校生活を送ることができる環境づくりを目指します。

取り組み		幼稚園等から小学校への円滑な接続を踏まえた、連続性・一貫性のあるカリキュラムの整備や、職員・子どもの交流活動等を実施するため、幼稚園等と小学校において連携協定を締結することを推進します。				
指標 1	連携協定 締結数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		新規 1 件	新規 1 件	新規 1 件	新規 1 件	新規 1 件
		合計 1 件	合計 2 件	合計 3 件	合計 4 件	合計 5 件

・教育・保育従事者の資質の向上に取り組みます。

乳幼児期の発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供するため、研修を充実させることにより、教育・保育従事者の専門性と資質の向上を図り、子どもたちが心身ともに健やかに成長する環境づくりを行います。

・給食内容の充実と、食物アレルギーへの対応を推進します。

子どもの健康の増進、食育の観点から、保育園、認定こども園等における給食内容の充実を図るとともに、食物アレルギーをもつ子どもが安心して給食を食べることができるために、「佐倉市食物アレルギーマニュアル」に基づき、保育園、認定こども園等に対して、組織的に安全・安心な食物アレルギー対応が行えるよう周知します。

② 子どもの居場所の充実

《重点事業2》すべての子どもが安心して過ごせる居場所を作ります。

子どもたちが楽しく安心して過ごすことができるよう、児童センターや公民館、図書館等を活用して、気軽に参加できるさまざまな活動を実施することにより、子どもたちの安全な遊び場の確保・充実を図ります。

取り組み		児童センター、公民館、図書館、ヤングプラザで実施する児童向け事業の充実を図ります。				
指標 2		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	児童センター 利用者人数	148,377人	149,328人	150,279人	151,230人	152,181人
	公民館 事業参加人数	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人
	図書館 事業参加人数	3,500人	3,500人	3,500人	3,500人	3,500人
	ヤングプラザ 事業参加人数	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人

- ・子ども食堂等地域の子どもの居場所づくりを推進します。

子ども食堂等、地域で運営している居場所について、多くの子どもたちが利用できるように、さまざまなメディアを活用して周知を行います。

- ・学校施設を開放し、子どもたちが安心して外遊びができる環境づくりを推進します。

体育館や校庭等の学校施設を開放し、子どもたちが安心して外遊びができる場を確保します。また、「新・放課後子ども総合プラン」に定める事業の充実を図ります。

③ 子どもの生きる力と豊かな心を育む

《重点事業3》子どもが気軽に相談できる環境づくりを推進します。

子どもが成長していく過程の中で、不安を感じたり、悩んだときに、安心して相談できる場を確保するとともに、子ども自身が相談できる力を育むための相談体制の充実を図ります。

また、いじめや不登校等の問題に対しては、子どもが精神的、肉体的な傷を負うことがないように、関係機関や地域との連携を強化し、いじめの発生予防から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで切れ目のない総合的な支援体制の構築を図ります。

取り組み		いじめや不登校等の問題に対応するため、スクールカウンセラー、心の教育相談員、学校支援アドバイザー、学校教育相談員を配置し、来所・電話相談を実施します。				
指標 3		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	スクールカウンセラー 配置校数	14校	14校	14校	14校	14校
	心の教育相談員 配置校数	8校	8校	8校	8校	8校
	学校支援アドバイザー 配置校数	34校	34校	34校	34校	34校
	学校教育相談員 相談件数	700件	700件	700件	700件	700件

・子どもが主体的に社会参加する機会を促進します。

子どもの社会参加を促進するため、子どもが主体的に活動できるような事業を実施するとともに、子どもが中心となって主催するイベント・行事等を通して、子ども自身が意見を表明し、企画していく力をつけるための支援を行います。

2 子育てを楽しめるまち

子育てを楽しめるまちを実現するためには、子どもを産み育てたいという願いが実現され、子育てを行う家庭が抱える不安や負担に対して適切な支援を行っていく必要があります。

子育てが楽しく、安心して子どもを産み育てられるよう、「妊娠から子育てまでの切れ目のない支援」「仕事と子育ての両立支援」「すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実」に係る取り組みを推進します。

① 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

《重点事業4》妊娠、出産期から乳幼児期における母子保健事業を推進します。

妊婦が安心して、そして安全に出産が迎えられ、母子が心身ともに健康な生活を送ることができるよう、これまでの母子保健事業の充実を図ります。

取り組み		妊娠期、出産期、乳幼児期における母子保健事業の利用を促進することで、妊産婦・乳幼児の健康の保持・増進とともに、その時期の不安や悩みを聞くことにより、保護者の負担を軽減し、適切な支援を行います。				
指標 4		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	妊娠・出産について 満足している人の割合	84%	85%	86%	86%	86%
	産婦健康診査 受診率	90%	90%	90%	90%	90%
	3歳児健康診査 受診率	93%	94%	95%	95%	95%

・子育て世代包括支援センターによる相談支援を充実します。

支援を必要とする方たちが適切な時期に支援が受けられるように、子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦・乳幼児の状況を継続的・包括的に把握し、保健師等による面接、相談を充実させることにより、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を行います。

・安心できる小児医療の体制を維持します。

安心して子どもを産み、育てる環境をつくるため、夜間・休日の救急医療体制を維持するとともに、子どもの医療費助成を行います。

② 仕事と子育ての両立支援

《重点事業5》保育施設、学童保育所における待機児童を解消します。

働きながら子育てしやすい環境を充実させるために、新たに施設整備を進めるとともに、既存の施設を活用することにより、保育の受け皿を整備し、待機児童ゼロを目指します。

取り組み		保育需要の増加が見込まれる地区を中心に施設整備等を行い、待機児童を解消します。				
指標 5		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	保育園等 定員数	2,854 人	2,979 人	3,130 人	3,130 人	3,130 人
	保育園等 待機児童数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	学童保育所 定員数	1,860 人	1,920 人	1,980 人	2,040 人	2,040 人
	学童保育所 待機児童数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

- ・さまざまな働き方に対応した、多様な保育サービスを充実します。

幼稚園における預かり保育や保育園等における延長保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育事業の実施や拡充をすることにより、さまざまな働き方に対応した多様な保育サービスの充実を図ります。

- ・ワーク・ライフ・バランスの意識の醸成に努めます。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、誰もが家庭的責任や地域活動を担うことができるというライフスタイルを確立するため、講演会等の啓発事業を行うとともに、情報や学習の機会を提供します。

③ すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実

《重点事業6》児童虐待の予防、発見、フォローアップの体制づくりを強化します。

児童相談所、警察、医療機関、学校、保育施設等関係機関によるネットワークを強化し、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、支援に至るまで、切れ目のない総合的な支援体制の構築を図ります。

取り組み		乳児のいる家庭を訪問し、乳児と保護者の心身の状況や家庭環境の把握と助言を行い、適切なサービス提供に結び付け、子育て家庭の孤立化を防ぎます。 養育に課題を抱える家庭に対し必要な支援を行うため、関係機関との連携強化や家庭児童相談の充実を図り、相談体制を強化します。				
指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	乳児家庭 全戸訪問 実施率	95%	95%	95%	95%	95%
	6 児童虐待防止 ネットワーク 会議開催数	80回	80回	80回	80回	80回

- ・障害のある子どもへの支援を充実します。

障害のある子どもの早期発見や、年齢・発達等に応じた相談支援を充実させるとともに、幼稚園、保育園、認定こども園等における受け入れ体制の充実や、関係機関の連携を強化し、障害等のために支援を必要とする子どもの療育環境の充実を図ります。

また、障害のある子どももない子どもも、ともに育つ取り組みを進めるため、障害に対する理解の促進を図ります。

- ・ひとり親家庭に対する支援を充実します。

ひとり親家庭の抱えている育児や生活に関する悩みや就労に対する相談窓口を充実させるとともに、経済的負担の軽減を実施することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた支援を行います。

3 子育てを支え、ともに成長するまち

子育てを支え、ともに成長するまちを実現するためには、地域全体で子どもを見守り、子育て家庭を支えていく事業を進めることで、子どもと地域の大人の交流を深め、地域の活性化を行っていくことが必要です。

地域全体で子育て家庭を支えるために、「地域が連携して子育てを行う支援の輪の拡大」に係る取り組みを推進します。

① 地域が連携して子育てを行う支援の輪の拡大

《重点事業7》ファミリーサポートセンター事業の充実をはかります。

ファミリーサポートセンター事業を実施し、地域での子育て支援の基盤形成を推進します。

取り組み		ファミリーサポートセンター事業の依頼会員、提供会員の募集を広く行うことにより、保育園の送迎等日常的な子どもの預かりを地域の方が支援し、地域で子育てを支援する活動を推進します。				
指標 7		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	依頼会員数	924人	944人	964人	984人	1,004人
	提供会員数	167人	177人	187人	197人	207人
	両方会員数	52人	57人	62人	67人	72人

- ・子育て支援サービスに関するわかりやすい情報提供を行います。

子育て中の家庭が気軽に利用できる相談や学習の場、親子の交流の場づくり等を積極的に進めるとともに、子育て支援サービスに関する情報が必要としている方に届くよう、さまざまなメディアを活用して情報提供を行います。

- ・地域における子育て支援の拠点を充実します。

子育て支援の拠点として、児童センターや老幼の館において親子の交流の場を提供するとともに、地域の方と共同してイベントを企画・運営する等、地域と子どもの交流が図れる事業を実施します。

基本目標達成のためのさまざまな取り組み一覧

No	関連 目標	取り組みの名称	取り組みの内容	主な所属
1	1-①	幼稚園教諭、保育士等の資質の向上	幼稚園、保育園、認定こども園、学童保育所等に従事する職員を対象とした合同研修を毎月開催し、子どもの育ちにかかわる幅広い分野の研修を、施設の種別をこえて行うことにより、総合的な教育・保育の質の向上を図ります。	子育て支援課
2	1-①	教育・保育従事者の人材確保施策の充実	保育士等の資格がありながらも保育園等の現状がわからず、働くことに不安がある方などを対象にした研修の実施や、認定こども園に勤務する方で保育士資格がない方が資格を取得した場合、取得のためにかかった費用を補助する事業等を実施することにより、教育・保育従事者の人材確保に努めます。	子育て支援課
3	1-①	日本語適応事業の実施	学校に在籍する児童の国際化に対応するため、日本語の習得や教科指導を行うとともに、児童の指導を通じて家庭への支援を行います。	指導課
4	1-②	地域において親子で集える場の周知	親子を対象とした集いの場を子育て支援ガイドブック等により周知します。	子育て支援課
5	1-③	乳幼児とのふれあい体験の推進	育児に対する関心、知識等を高めるために、中学生等を対象として乳幼児とのふれあい体験の場を設けます。	社会教育課
6	1-③	適応指導教室の運営	学校にいけない小・中学生を対象に、学習面のサポート、集団生活への適応を促し、学校への復帰を支援します。	教育センター
7	1-③	子どもの権利についての啓発	子どもの権利条約及び子どもの権利について、子育て支援情報誌等を活用して周知を図るとともに、児童福祉週間や家族の日のイベントを通じて啓発活動を進めます。	自治人権推進課

No	関連 目標	取り組みの名称	取り組みの内容	主な所属
8	1-③	人権について学ぶ機会の提供	小・中学校において、人権週間の期間を中心に、人権集会を開催する等、子どもや保護者が人権について学ぶ機会を提供します。	自治人権 推進課
9	2-①	妊婦面接、相談支援の実施	妊婦面接を実施することにより、支援を要する妊婦の早期把握、早期支援を図ります。また、不安のある妊婦や健康上心配のある妊婦に対し、訪問による相談に応じ、健やかな妊娠、出産を支援します。	健康 増進課
10	2-①	新生児が生まれた家庭への全戸訪問の実施	保健師、助産師の訪問による新生児訪問（主に第1子）やこんにちは赤ちゃん訪問（第2子以降）を実施し、育児不安の軽減、子育て関連情報の周知を図ります。	健康 増進課
11	2-①	産後ケア事業の実施	家族等からの育児支援が受けられない産後の母子を対象に、宿泊、通所、訪問サービスを利用して心身のケアや育児サポートを行います。	子育て 支援課
12	2-①	健康カレンダーの発行	市の各種保健事業のスケジュールや医療機関一覧、急病診療所の情報等を掲載した健康カレンダーを発行し、医療機関についての情報提供を進めます。	健康 増進課
13	2-①	小児初期急病診療所の運営	医療機関が休診となる平日の夜間、日曜、祝日、年末年始の昼夜間において、小児の急病に対応します。	健康 増進課
14	2-①	子ども医療費の助成	0歳から中学3年生までの子どもの医療費を助成し、入院・通院1回200円、調剤費を無料とすることにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	児童 青少年課
15	2-②	子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施	保護者の病気やケガ、育児不安、出産、看護等の事情により、子どもを家庭で養育できない場合に、子どもを一時的に預かります。	子育て 支援課

No	関連 目標	取り組みの名称	取り組みの内容	主な所属
16	2-②	父親の育児参加の啓発	パパママクラス等の体験型学習や相談を通じて、父親の育児参加の啓発、育児に関する不安の軽減を図ります。	子育て 支援課
17	2-③	子育てに関する講座・研修の実施	子育て講座や研修の開催により、子どもとうまくコミュニケーションをとる方法を学ぶことで、子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。	子育て 支援課
18	2-③	養育支援ヘルパーの派遣	家族等の援助が受けられず、子どもの養育について支援を必要とする家庭に、養育支援ヘルパーを派遣し、養育環境の整備を図ります。	児童 青少年課
19	2-③	ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の配置	ひとり親家庭が一時的に支援を必要とする場合に、家庭生活支援員による日常生活の支援を行います。	児童 青少年課
20	2-③	ひとり親家庭に対する経済的支援・就労支援の実施	児童扶養手当の支給等による経済的負担の軽減、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金等による就労支援を実施します。	児童 青少年課
21	2-③	子どもの成長・発達に関する相談支援の実施	小児発達の専門医や言語聴覚士等が、子どもの成長・発達に関する相談に応じ、保護者の不安軽減を図ります。	健康 増進課
22	2-③	就学相談の実施	学校教育相談員等が、子どもの成長や学習等の相談に応じ、必要に応じて学校（園）と連携を図りながら支援を行います。	教育 センター
23	2-③	保育所等訪問支援事業の実施	児童発達支援センター等の職員が保育園等に通う障害児を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	障害 福祉課

No	関連 目標	取り組みの名称	取り組みの内容	主な所属
24	2-③	障害児巡回相談支援の実施	障害のある子どもの成長に伴った指導、訓練を進めるため、言語聴覚士等の専門職が保育園等を巡回し、専門的な支援を行います。	子育て支援課
25	2-③	ライフサポートファイルの作成	子どもの成長等の面において、特別な支援を必要とする方にライフサポートファイルを作成し、医療・保健・福祉・教育等の機関で、成長の様子や支援の内容を共有することで、一貫した支援に繋がります。	障害福祉課
26	2-③	障害に対する理解の促進と、ともに育つ取り組みの実施	特別支援学校との交流・共同学習を行い、障害に対する理解を深めるとともに、合理的配慮の更なる推進を図ります。	教育センター
27	3-①	地域子育て支援拠点事業の実施	親子で遊んだり、子育て仲間と情報交換をする場を提供するとともに、子育てについての悩みや不安などの相談に応じます。	子育て支援課
28	3-①	子育てコンシェルジュの配置	子育て支援の情報や保育サービスをわかりやすく案内したり、様々な子育ての相談に応じる支援を行います。	子育て支援課